

○電気事業法施行規則第七十三条の六第一号の二、第八十三条の二第二号及び第九十四条の五第一号の二に規定する使用前安全管理審査、溶接安全管理審査及び定期安全管理審査を受ける必要がある組織として経済産業大臣が定める件（平成二十四年経済産業省告示第二百五号）  
（傍線部分は改正部分）

改正	現行
<p>電気関係報告規則等の一部を改正する省令（平成二十九年経済産業省令第 号）第四条の施行に伴い、平成二十四年経済産業省告示第二百五号（電気事業法施行規則第七十三条の六第一号の二、第八十三条の二第二号及び第九十四条の五第一号の二に規定する使用前安全管理審査、溶接安全管理審査及び定期安全管理審査を受ける必要がある組織として経済産業大臣が定める件）を廃止する告示を次のように定める。</p> <p>平成二十九年三月三十一日 経済産業大臣 世耕 弘成</p> <p>平成二十四年経済産業省告示第二百五号（電気事業法施行規則第七十三条の六第一号の二、第八十三条の二第二号及び第九十四条の五第一号の二に規定する使用前安全管理審査、溶接安全管理審査及び定期安全管理審査を受ける必要がある組織として経済産業大臣が定める件）は、平成二十九年四月一日限り、廃止する。</p> <p>（削る）</p>	<p>電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第七十三条の六第一号の二、第八十三条の二第二号及び第九十四条の五第一号の二に規定する使用前安全管理審査、溶接安全管理審査及び定期安全管理審査を受ける必要がある組織として次のとおり定め、平成二十四年九月十九日から施行する。</p> <p>なお、平成十六年経済産業省告示第四百二十二号（電気事業法施行規則第七十三条の六第一号の二、第八十三条の二第二号の二及び第九十四条の五第一号の二に規定する使用前安全管理審査、溶接安全管理審査、溶接安全管理審査及び定期安全管理審査を受ける必要がある組織として経済産業大臣が定める件）は、平成二十四年九月十九日限り、廃止する。</p> <p>平成二十四年九月十四日 経済産業大臣 枝野 幸男</p> <p>電気事業法施行規則第七十三条の六第一号の二、第八十三条の二第二号及び第九十四条の五第一号の二に規定する使用前安全管理審査、溶接安全管理審査及び定期安全管理審査を受ける必要がある組織として経済産業大臣が定める件</p> <p>電気事業法施行規則第五十条第三項第八号に定める法定事業者</p>

検査の実施につき十分な体制を維持することが困難となった組織